

【追加Q & A 3/22版】

Q 1 3. 登録ヘルパーには実績で給与を払っており、週の労働時間を決めていません。週20時間以上働いている職員に支給してもよいですか？

【A 1 3】

- ・雇用契約上、労働時間を決めていない方については、実労働時間で週20時間以上、介護職員の仕事に従事していれば対象にできます。こうした職員を対象とする場合は、必ずその旨を給与規程（居住支援特別手当の部分）に記載をして下さい。また、実労働で20時間を超えている場合のみ支給するようにして下さい。

【追加Q & A 3/22版】

Q 1 4 . 理学療法士ですが、介護の仕事も兼務しています。対象になりますか？

【A 1 4】

- ・PT、OTの方でも、週20時間以上、介護職員の仕事に従事していれば対象になります。

Q 1 5 . 高齢事業所と障害事業所とに介護職員として兼務しており、合計で週20時間を超えるのですが、対象になりますか？

【A 1 5】

- ・対象になります。ただし、両方の補助金に重複して申請することはできません。申請方法の詳細が公表された後、どちらの補助金で申請するか確認して下さい。

【追加Q & A 3/22版】

Q16. 3月15日から4月15日までの給料を4月末に支給しています。4月末の支給で手当を支給しても補助の対象になりますか？

【A16】

- ・職員へ支給された時点で判断されます。支給の時点が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの手当は令和6年度の補助の対象となります。